

## お知らせ



### 年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的とした健康診査を行います。

まだ受診していない人は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、医療機関に早めに相談の上、受診してください。実施医療機関が分からない場合は、問い合わせてください。

対象者には、4月下旬に受診票を送付しています。また、5月以降に75歳になった人には、誕生月の10日頃に送付しています。受診票が見当たらない場合は、再発行しますので、問い合わせください。

**受診期限** 令和4年3月31日  
**持ってくるもの** ◇「被保険者証(保険証)」◇広域連合が郵送した「受診票」◇自己負担金

500円

**問い合わせ先** 福岡県後期高

齢者医療広域連合 ☎(65

1)3111

### 歯科健診を受けましょう

後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳になる被保険者(長期入院、施設入所の人などを除く)を対象に、口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健診を行っています。今年度の受診期限は12月までです。まだ受診していない人は、早めに予約の上、受診しましょう。

受診券は5月下旬に発送しています。受診券を持っていない人は、問い合わせください。

**問い合わせ先** 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎(651)3111



### 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため

に、年金に上乗せして支給されるものです。

**対象となる人** (次の要件をすべて満たしている人)

- ◇ 老齢基礎年金を受給している人
- ① 65歳以上
- ② 請求する人の世帯全員の市民税が非課税
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下
- ◇ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人
- ① 前年の所得額が約47.2万円以下

**給付金の受け取りには請求書の提出が必要**です

① 新たに「年金生活者支援給付金」を受け取る人

対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が8月下旬以降に送付されますので、請求書を提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了すれば、令和3年10月分にかかのぼって受給することができます。請求書が届いたら、早めに手続きをしてください。

② 年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

※案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が行います。

## 市役所で火災を想定した総合避難訓練を行います

市職員を対象に訓練を行います。窓口業務は訓練中も受け付けます。

訓練時間帯に庁内放送しますので、参加できる人は、協力をお願いします。

●日時 11月1日(月)~5日(金)のいずれかの日程のうち1時間程度

●問い合わせ先  
管財課管財担当

☎(580)1824

### ひとり親家庭からの質問にAIチャットロボットでお答えします

「福岡県ひとり親サポートセンター」のホームページにAIチャットロボット機能を導入しています。24時間365日、さまざまな質問に答え、支援制度・相談窓口の案内をします。気軽に利用してください。

**問い合わせ先** 福岡県ひとり親

サポートセンター ☎(584)30031

HP <https://www.fukuoka-ken>

[boren.jp/support\\_access.html](https://www.fukuoka-ken/boren.jp/support_access.html)

HP <https://www.nenkin.go.jp/>

HP <https://www.mhlw.go.jp/n>

HP <https://www.mhlw.go.jp/>

HP <https://www.mhlw.go.jp/>